

申請書提出前に確認してください

1 申請を希望する自治体・業務は共同受付の対象ですか。

- ◎ 申請をすることができる自治体は、埼玉県電子入札共同システムに参加している自治体です。
- ◎ 申請できる業務は、自治体ごとに異なります。確認してください。

2 税金の滞納（分納）はありませんか。

- ◎ 申請する自治体により対象税目が異なります。当該税金に係る「完納の証明」の提出が必要です。

(1) 法人の場合

ア 全申請先共通→納税証明書（その3の3） ※法人設立直後でも発行可能

税務署が発行する、「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明

イ 埼玉県に申請する場合 → 納税状況等照会同意書兼誓約書（様式C-14）

ウ 埼玉県以外の自治体に申請する場合

申請する自治体ごとに税目や納税証明の要件が異なります。別冊2の各自治体のページを確認してください。

(2) 個人の場合

ア 全申請先共通→納税証明書（その3の2） ※開業直後でも発行可能

税務署が発行する、「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明

イ 埼玉県に申請する場合

(ア) 納税状況等照会同意書兼誓約書（様式C-14）

(イ) 埼玉県内の市町村が発行する、個人住民税の滞納額（未納額）がないことの証明

ウ 埼玉県以外の自治体に申請する場合

申請する自治体ごとに税目や納税証明の要件が異なります。別冊2の各自治体のページを確認してください。

3 申請する業務に必要な資格、許可を持っていますか。

- ◎ 申請に必要な要件を満たしていない場合は、当該業務に係る申請を受け付けません。

(1) 建設工事を申請する場合

ア 申請する事業所で、建設業許可を受けていない業種を申請することはできません。

イ 経営事項審査を受けていない業種を申請することはできません。

ウ 「電気工事業」、「管工事業」、「電気通信工事業」及び「消防施設工事業」を申請する場合、受注希望工事によって資格等が必要です。その資格がない者は、当該受注希望工事を申請することができません。

(2) 設計・調査・測量を申請する場合

ア 申請する事業所で登録がない場合、次の業務を申請することができません。

(ア) 測量業（測量業者登録）

(イ) 建築関連コンサルタント業務のうち建築意匠（建築士事務所登録）

イ 「その他」業務は、申請する業務内容によって必要な登録があります。その登録がない場合は、当該業務について申請することができません。

【例】「その他」業務のうち登記業務を申請する場合、申請者の商号・名称等に要件があります。

4 申請書類は全てそろっていますか。期限切れとなっている書類はありませんか。

◎ 提出書類（共通書類、自治体別書類）は全てそろっていますか。それぞれのチェックリストで確認してください。

◎ 申請日時点で、有効な必要書類が全てそろっていない場合は、申請を受け付けません。

※ 申請に必要な要件は、申請先の自治体により異なります。（→別冊2参照）

※ 申請に必要な要件を満たしていない場合、書類に不備があった場合等は、申請取下げとなります。

※ 申請書類提出後は、申請希望自治体、業種、業務等の追加又は変更はできません。

※ 申請書を提出する前に、手引をよく確認してください。